

クロネコ見守りサービスハローライト訪問プランサービス 申込書(掛け払い)

FAX (03-6685-3660) またはeメール (mimamori@kuronekoyamato.co.jp) にてPDFをご送付下さい。

※下記①～⑭の必須項目は必ずご記入下さい。※離島他一部提供できない地域がございます。

①下記注意事項及び別紙「クロネコ見守りサービス ハローライト 訪問プラン利用規約」を確認同意の上チェックをお願いします。必須	同意します ☒	②お申込み日 必須	(西暦) 2023年4月28日
--	---	-----------	-----------------

ご契約法人	法人名	フリガナ クロネコヤマトカブシキガイシャ 必須	支店名	フリガナ ホンテン 本店
	代表者	フリガナ ヤマト タロウ ④必須 役職・氏名 代表取締役社長 大和 太郎	代表者印	⑤必須 代表者印
	ご住所	〒 1 0 4 - 8 1 2 5 フリガナ トウキョウト チュウオウク ギンザ ⑥必須 東京都 中央区 銀座 2-16-10		
	ご連絡先	⑦必須 代表電話番号 (03) 1234-5678 ⑧必須 フリガナ メール アドレス kuroneko-keiyaku@kuronekoyamato.co.jp ☐ ヤマトグループからのお知らせや新規サービスのご案内や、パートナー企業からのお得な情報を受け取らない場合は✓ (※ヤマトグループの別のサービスや会員登録の際に異なる回答をしている場合には、ヤマトグループからのお知らせやご案内が届く場合があります。)	⑩必須 携帯電話番号 (080) 1234-5678	
	事業内容等	⑨必須 事業内容 不動産・賃貸事業 ⑪必須 設立 (西暦) 1980年4月1日 ⑫必須 資本金 5,000万円	⑩必須 従業員数 100人 ⑫必須 年商 100,000万円	
	担当者	フリガナ クロネコ ジロウ ⑬必須 氏名 黒猫 次郎	部署名 本店 営業課 役職 課長	

本社情報	上記ご契約法人と同じ場合✓ □ ※異なる場合には下記にご記入ください。			
	会社名	フリガナ クロネコヤマトカブシキガイシャ クロネコヤマト株式会社		
	ご住所	〒 1 0 4 - 8 1 2 5 フリガナ トウキョウト チュウオウク ギンザ 東京都 中央区 銀座 2-16-10		
	ご連絡先	フリガナ セイ シロネコ 氏名 姓 白猫 フリガナ メイ ハナコ 氏名 名 花子 電話番号 (代表) (03) 1234-5678		

請求書送付先	上記ご契約法人と同じ場合✓ □ ※異なる場合には下記にご記入ください。			
	法人名	フリガナ クロネコヤマトカブシキガイシャ クロネコヤマト株式会社	支店名	フリガナ ダイイチシュウチュウシテン 第一集中支店
	ご住所	〒 1 0 4 - 8 1 4 8 フリガナ トウキョウト チュウオウク ギンザ 東京都 中央区 銀座 2-XX-XX		
	担当者	フリガナ セイ シロネコ 氏名 姓 白猫 フリガナ メイ ハナコ 氏名 名 花子	フリガナ ダイイチシュウチュウシテン ケイリカ 第一集中支店 経理課	
	ご連絡先	電話番号 (042) 123-4567 フリガナ メールアドレス shironeko-hanako@kuronekoyamato.co.jp	携帯電話番号 (042) 123-4567 フリガナ メールアドレス kuroneko-keiyaku@kuronekoyamato.co.jp	

2枚目の注意事項を必ずご確認ください ➡

月額費用・支払方法 ※銀行振込・口座振替・コンビニ払いそれぞれの手数料は契約法人の負担です。			
1,580円（1,738円（税込）） ／電球 1 個当たり	支払方法	⑭ 必須	銀行振込 / <u>口座振替</u> / コンビニ払い

記載事項の確認

確認OKであれば✓	
・ 必須項目①～⑬をすべて記載しました	☒
・ フリガナをすべて記載しました	☒
・ メールアドレスのアルファベットにもフリガナをすべて記載しました	☒
・ 記載内容はすべて正しいです	☒

注意事項

・ 契約法人は、電球の設置先及び通知先（以下「設置先等」という。）に対し、本サービスに関し、当社が別途定める「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約」（以下「本規約」という。）が適用されることを周知し、予めその承諾を得るものとします。 ・ ハローライト電球の設置先等の情報は、契約法人の責任において、当社指定の申込みサイトにて登録を行うものとします。なお、設置先等の情報が変更する場合も同様とします。また、異常検知メールの通知先について、設置先以外の親族、知人等の登録が必要です。（契約法人は自らを通知先の1つとして登録を行うことができます。） ・ 電球の設置先及び通知先の責に帰すべき事由により当社および第三者に損害が生じた場合、契約法人が連帯して当該損害を賠償する責任を負うものとします。 ・ 契約法人は、本サービスの月額費用を、ヤマトクレジットファイナンス株式会社（以下「YCF」といいます。）の「クロネコ掛け払いサービス」により支払うものとします。毎月10日に翌月分の契約更新が確定し、月初3営業日後に請求書が発行されます。お支払い期限は請求日の翌月5日迄となります。 ・ 解約のお申し入れは、前月の9日迄に当社までお電話（0120-86-2220）にてご連絡ください。また、本申込書提出後及び自動更新において、YCFの与信を通過しない場合には、本サービスを利用することはできず、解約扱いとなります。 ・ 本サービスは、設置先（見守り対象者）の身体・生命の安全を保証するものではありません。 ・ 当社は警備業法に規定されている警備業務は一切行いません。 ・ 旅行や入院等の長期不在時の異常検知の停止/再開について、通常は設置先・通知先の方からも直接ご依頼を受け付けておりますが、すべて法人様側で管理されたい場合は、恐れ入りますが、法人様側にて、設置先（および通知先）の方に停止/再開のご連絡は法人様経由で申告して頂く流れであることを事前にご案内をお願い致します。 ※上記場合においても、設置先・通知先の方が弊社に直接ご連絡頂いた場合にはご依頼を受け付けますので何卒ご了承ください。 ※現在、法人契約の場合は停止依頼を受け付けた際に、その旨を契約者である法人様にメールでお知らせさせて頂いております。 ※ご解約につきましては、直接依頼があった場合も、こちらから法人のご契約者様に確認の上手続きを進めさせて頂いております。 ・ 上記の他、当社が別途定める注意事項詳細及び本規約に定めるとおりとします。
--

顧客ID

確認日

/

店所コード

センター名

社員番号

氏名

ヤマト運輸株式会社

ヤマト運輸 クロネコ見守りサービスお問合せ窓口 〒104-8125東京都中央区銀座2-16-10 フリーダイヤル 0120-86-2220（受付時間9:00～18:00・年中無休）

クロネコ見守りサービスハローライト訪問プランサービス 申込書(掛け払い)

FAX (03-6685-3660) またはeメール (mimamori@kuronekoyamato.co.jp) にてPDFをご送付下さい。

※下記①～⑭の必須項目は必ずご記入下さい。※離島他一部提供できない地域がございます。

①下記注意事項及び別紙「クロネコ見守りサービス ハローライト 訪問プラン利用規約」を確認同意の上チェックをお願いします。	必須	同意します ☐	②お申込み日 必須	(西暦) 年 月 日
--	----	--------------------------------	-----------	------------

ご契約法人	法人名	フリガナ	支店名	フリガナ
	代表者	フリガナ 役職・氏名	代表者印	⑤ 必須
	ご住所	〒	フリガナ	
	ご連絡先	⑦ 必須 代表電話番号	携帯電話番号	
	⑧ 必須 メールアドレス	※i (アイ), j (ジェイ), l (エル), o (オー), q (キュー), z (ゼット), 0 (ゼロ), 1 (イチ), 2 (ニ), - (ハイフン), _ (アンダーバー)等の間違いやすい文字にフリガナを記入下さい。 フリガナ ☐ ヤマトグループからのお知らせや新規サービスのご案内や、パートナー企業からのお得な情報を受け取らない場合は✓ (※ヤマトグループの別のサービスや会員登録の際に異なる回答をしている場合には、ヤマトグループからのお知らせやご案内が届く場合があります。)		
	事業内容等	⑨ 必須 事業内容	⑩ 必須 従業員数	
	⑪ 必須 設立	資本金	⑫ 必須 年商	
担当者	フリガナ	部署名	役職	

本社情報	上記ご契約法人と同じ場合 ☒ ※異なる場合には下記にご記入ください。			
	会社名	フリガナ		
	ご住所	〒	フリガナ	
ご連絡先	フリガナ	セイ	メイ	電話番号 (代表)
	代表者名	姓	名	

請求書送付先	上記ご契約法人と同じ場合 ☒ ※異なる場合には下記にご記入ください。			
	法人名	フリガナ	支店名	フリガナ
	ご住所	〒	フリガナ	
	担当者	フリガナ	セイ	メイ
		氏名	姓	名
ご連絡先	電話番号	携帯電話番号	() -	
	メールアドレス	※i (アイ), j (ジェイ), l (エル), o (オー), q (キュー), z (ゼット), 0 (ゼロ), 1 (イチ), 2 (ニ), - (ハイフン), _ (アンダーバー)等の間違いやすい文字にフリガナを記入下さい。 フリガナ		

2枚目の注意事項を必ずご確認ください ➡

月額費用・支払方法 ※銀行振込・口座振替・コンビニ払いそれぞれの手数料は契約法人の負担です。			
1,580円（1,738円（税込）） ／電球 1 個当たり	支払方法	⑭ 必須	銀行振込 / 口座振替 / コンビニ払い

記載事項の確認	
確認OKであれば✓	
・ 必須項目①～⑬をすべて記載しました	☐
・ フリガナをすべて記載しました	☐
・ メールアドレスのアルファベットにもフリガナをすべて記載しました	☐
・ 記載内容はすべて正しいです	☐

注意事項
・ 契約法人は、電球の設置先及び通知先（以下「設置先等」という。）に対し、本サービスに関し、当社が別途定める「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約」（以下「本規約」という。）が適用されることを周知し、予めその承諾を得るものとします。 ・ ハローライト電球の設置先等の情報は、契約法人の責任において、当社指定の申込みサイトにて登録を行うものとします。なお、設置先等の情報が変更する場合も同様とします。また、異常検知メールの通知先について、設置先以外の親族、知人等の登録が必要です。（契約法人は自らを通知先の1つとして登録を行うことができます。） ・ 電球の設置先及び通知先の責に帰すべき事由により当社および第三者に損害が生じた場合、契約法人が連帯して当該損害を賠償する責任を負うものとします。 ・ 契約法人は、本サービスの月額費用を、ヤマトクレジットファイナンス株式会社（以下「YCF」といいます。）の「クロネコ掛け払いサービス」により支払うものとします。毎月10日に翌月分の契約更新が確定し、月初3営業日後に請求書が発行されます。お支払い期限は請求日の翌月5日迄となります。 ・ 解約のお申し入れは、前月の9日迄に当社までお電話（0120-86-2220）にてご連絡ください。また、本申込書提出後及び自動更新において、YCFの与信を通過しない場合には、本サービスを利用することはできず、解約扱いとなります。 ・ 本サービスは、設置先（見守り対象者）の身体・生命の安全を保証するものではありません。 ・ 当社は警備業法に規定されている警備業務は一切行いません。 ・ 旅行や入院等の長期不在時の異常検知の停止/再開について、通常は設置先・通知先の方からも直接ご依頼を受け付けておりますが、すべて法人様側で管理されたい場合は、恐れ入りますが、法人様側にて、設置先（および通知先）の方に停止/再開のご連絡は法人様経由で申告して頂く流れであることを事前にご案内をお願い致します。 ※上記場合においても、設置先・通知先の方が弊社に直接ご連絡頂いた場合にはご依頼を受け付けますので何卒ご了承ください。 ※現在、法人契約の場合は停止依頼を受け付けた際に、その旨を契約者である法人様にメールでお知らせさせて頂いております。 ※ご解約につきましては、直接依頼があった場合も、こちらから法人のご契約者様に確認の上手続きを進めさせて頂いております。 ・ 上記の他、当社が別途定める注意事項詳細及び本規約に定めるとおりとします。

※弊社使用欄		ご案内担当者		
顧客ID		確認日	/	
		店所コード		
		社員番号		
		センター名		
		氏名		

ヤマト運輸株式会社 ヤマト運輸 クロネコ見守りサービスお問合せ窓口 〒104-8125東京都中央区銀座2-16-10 フリーダイヤル 0120-86-2220（受付時間9:00～18:00・年中無休）

【注意事項】クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン

1.ハローライト電球の設置とご利用方法について

(1)電球の設置場所の確認

あらかじめ設置先において設置可能な場所があるかご確認をお願いします。

ハローライト電球の明るさは 40W 形相当、**E26** (口金[くちがね]の幅 2.6cm) に対応しています。

故障の原因となるため調光用ソケットは使用しないでください。市販の人感センサーとの併用は可能です。

お風呂場や屋外などの湿気の多い場所や雨風にさらされる場所は、電球が故障しやすいため設置場所としてご利用いただけません。

※E17 の口金の場合、変換アダプタを使用することでご利用いただけます。(変換アダプタはお近くの家電販売店でご購入ください。)

(2)メールの設定のご確認

ご契約者には、お申し込みの受付が完了した際にお申し込み内容のご確認メールを配信しております。

下記ドメインを受信できるよう、あらかじめ迷惑メール設定から解除、または受信設定をお願いいたします。

@nekosapo.kuronekoyamato.co.jp

@kuronekoyamato.co.jp

通知先には、電球の発送前にテストメールを配信しております。(異常検知のお知らせメールと同じドメインで配信します。) また、電球設置完了後、毎週月曜日に前週の電球使用状況を記載した「【HelloLight】ウィークリーレポート」を配信しております。下記ドメインを受信できるよう、あらかじめ迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をお願いいたします。

@hellolight.kuronekoyamato.co.jp

テストメール又はウィークリーレポートが届かない場合は、端末の迷惑メール設定、メールの受信サイズ制限、メールボックスの容量不足、又、特定のキャリア・プロバイダによるメールブロック等が原因の可能性があります。端末の設定をご確認いただき変更等をお願いいたします。通知先のメールアドレス変更の際は弊社 クロネコ見守りサービスお問合せ窓口 TEL : 0120-86-2220 (受付時間 9:00～18:00・年中無休)までご連絡ください。

(3)電球の設置

電球は、設置先と日程調整の上、申込日から 1 週間程度でヤマト運輸のスタッフが設置にお伺いいたします。

設置の際に通信確認を行い、確認が完了したらサービスが開始となり、初回のご利用料金が確定いたします。

※設置箇所や建物によっては通信ができない場合があります。正常に通信できない場合は解約となります。

※ご契約者さまへの設置日程のお知らせをご希望の場合はあらかじめ弊社窓口までお申し付けください。

(4)日々のご利用方法

前日朝 9:00～当日朝 8:59 の中で点灯もしくは消灯が続いた場合、当日朝 9:00～10:00 の間に異常通知メールが届きます。

※電波が弱い場合や点灯時間が短い場合には点灯を検知できない場合があります。

長めに点灯いただくようお願いいたします。(目安は 1～2 分程度です。ご利用環境によって異なります。)

設置先において、旅行等により 24 時間以上家を空ける場合は、ご指定の期間で異常検知を停止しますの

で、弊社 クロネコ見守りサービスお問合せ窓口 TEL : 0120-86-2220 (受付時間 9:00～18:00・年中無休)までご連絡ください。

(5) 異常検知が発生した際のご対応方法

異常検知のメールが届いた際は、まず通知先にて設置先へ電話や訪問などで状況確認をお願いいたします。
電話での確認ができない、または訪問が困難な場合は弊社 クロネコ見守りサービスお問合せ窓口 TEL :
0120-86-2220 (受付時間 9:00～18:00・年中無休)までご連絡ください。通知先からのご依頼にもとづき、ヤマト運輸のスタッフが代理で訪問し、必要に応じて地域包括支援センター等へ通報いたします。

※訪問は、通知先からご依頼を受けた場合に限りです。(依頼受付時間 9:00～18:00)

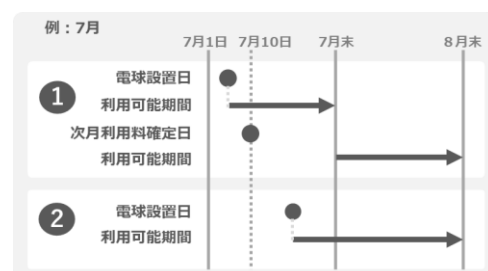
※訪問は、設置先を管轄する弊社の営業所の営業時間内のみ対応いたします。(交通事情や天候状況、弊社営業所から遠方等の事由により、対応が遅れる場合や当日中の対応ができない場合があります。)

※市区町村の相談窓口への通報は、当該相談窓口の運営時間内のみ対応いたします。

2. 月額更新契約及びご利用料金について

※一部、ふるさと納税、自治体・法人との連携に関わる本サービスのご利用料金は運用が異なる場合があります。

- 毎月 10 日に翌月分の契約が自動更新されます。(前払い)
- 電球の設置日により初回支払い分の利用期間が異なります。
①電球設置日 1 日～9 日：(利用期間) 設置日～当月末日迄
※①の場合、設置日に初回支払い分の決済が発生し、
同月 10 日に翌月分の決済が発生します。(同月に 2 回決済が発生します。)
②電球設置日 10 日～末日：(利用期間) 設置日～翌月末日迄



- 解約のお申し入れは、前月の9日までに弊社までお電話 (0120-86-2220)にてご連絡ください。
※10 日以降の解約の申し入れの場合、翌月分の料金が発生しますので予めご了承ください。
※**本サービスを解約した場合、電球をご返却ください。**
破損・紛失等をご契約者のご負担となります。(1 個 10,780 円[税込])
- 申込登録時・自動更新において、本サービスの支払方法 (クレジットカード決済/代金後払い/口座振替/弊社所定の決済サービス※法人等に限る。) の与信を通過しない場合、又は、支払期日までにご利用料金が支払われない場合には解約扱いとなります。なお、この場合、ご登録いただいた支払方法に関わらず、弊社の指定する方法にて利用料をお支払いいただきます。

3. その他

(1) 免責事項について (詳細は、「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約」に定めます。)

- 本サービスは、見守り対象者の身体・生命の安全を保証するものではありません。
- 弊社は警備業法に規定されている警備業務は一切行いません。

(2) 個人情報について

ご記入いただきました個人情報は、弊社が別途定める「個人情報のお取り扱いについて」に従って取り扱われます。「個人情報のお取り扱いについて」の詳細は、弊社ホームページをご確認ください。

クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約

このクロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ヤマト運輸株式会社（以下「当社」といいます）が提供する第 1 条第 1 号に定義するクロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン（以下「本サービス」といいます）を、第 3 条第 3 項に定める契約者等が利用するにあたり適用されます。

なお、本サービスの利用にあたっては、本規約とあわせて、第 1 条第 2 号に定める HelloLight サービスを運営する当社提携先企業の「ハローテクノロジーズ株式会社」（その関連会社等を含みます。以下、総称して「ハローテクノロジーズ（株）」といいます。）が定める「HelloLight 利用規約」（以下「HelloLight 利用規約」といいます。）が適用されるものとします。本サービスの利用をもって、契約者等が本規約及び HelloLight 利用規約を承認したものとみなします。

【HelloLight 利用規約】（ハローテクノロジーズ（株）のホームページ）

https://hellolight.jp/term_of_use/

又、当社は、本規約とは別に、当社ホームページ上への掲載もしくは書面その他の媒体により本サービスの利用上の決まりその他の告知（以下総称して「個別規約等」といいます。）を行うことがあります。

この場合、個別規約等は本規約の一部を構成するものとし、本サービスの各種サービスの利用には、個別規約等の規定が適用されます。ただし、本規約と個別規約等の定めが異なる場合には、個別規約等の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

第 1 条 用語の定義

- （１）「本サービス」とは、当社が提供する、次号に定める HelloLight サービスを利用した、高齢者等向けの見守りサービスのことをいいます。なお、本サービスの提供地域は、離島、その他一部地域を除く、当社所定の地域とします。
- （２）「HelloLight サービス」とは、ハローテクノロジーズ（株）が提供する、SIM を内蔵した通信可能な LED 照明（以下「電球」といいます。）の点滅状況により検知された情報を E メール等の通信（以下「本メール等」といいます。）で知らせるサービスです。
- （３）「見守り対象者」とは、電球を設置する住居等（以下「設置先」といいます。）に居住する方で、本サービスにおいて、当社が電話や訪問等による確認を行う対象の方をいいます。
- （４）「見守り者」は前号の見守り対象者の親・子・配偶者・兄・弟・姉・妹・孫等の親族又は知人等の個人、若しくは、見守り対象者の住む自治体、電球を設置する住居等を運営管理する法人、その他本サービスの契約に関わる法人、団体等（以下「法人等」といいます。）で、本メール等を受信する方をいいます。

第 2 条 本サービスの内容

１．本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

- （１） HelloLight サービスにより、見守り対象者の住居等に設置された電球の点灯と消灯の状況を確認し、一定期間点灯と消灯の動作がない場合、見守り者及び当社に本メール等が通知されます。このとき、本メール等の通知とあわせて、当社は、見守り対象者もしくは見守り者、又は両者に対し電話等を行う場合があります。なお、当該連絡は、単に本メール等の通知状況の確認、見守り対象者の所在確認等のために実施するものであり、見守り対象者に関わる事件・事故の防止を目的とするものではありません。
- （２） 前号において、見守り者の端末の設定・容量、又、特定のキャリア及びプロバイダによる設定やサーバーの混雑、電波状態等の外的な要因により、本メール等の通知の到達が遅延し、又は、到達しない場合があります。この場合でも、当該通知の再送信は行ないません。又、これにより発生した不利益又は損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- （３） 前号の他、第 1 号に定める HelloLight サービスに関わる事項は、HelloLight 利用規約に基づき、ハローテクノロジーズ（株）が定めるところに拠るものとし、当社は一切責任を負いません。
- （４） 第 1 号において本メール等が通知された場合、見守り者は、自ら、見守り対象者に連絡した上で、見守り対象者の住居への訪問等（以下「見守り確認」といいます。）を当社に要請することができます。
- （５） 当社は、前号において見守り者からの要請があった場合には、前号に定める見守り確認を行い、確認した見守り対象者の状況を、要請した見守り者に連絡します。ただし、見守り対象者の住居への訪問等について、交通事情や天候状況、見守り対象者の住居が当社営業所から遠方の場合、その他やむを得ない事由により、対応が遅れる場合、若しくは、当日

中の対応ができない場合があります。

- (6) 前号において、当社が見守り対象者の確認状況により必要と判断したときは、当社は速やかに市区町村が設置する住民の健康福祉分野等を所管する施設、組織（地域包括支援センター等）（以下「地域の窓口」といいます。）に通報します。ただし、市区町村において見守り対象者を所管する地域の窓口等が明確でない場合、その他地域の窓口の休日・運営時間等の理由により、当社から地域の窓口に通報できない場合はこれに限りません。

(7) 前各号に付随する業務

2. 前項各号に定める事項は、該当地域における当社事業所の営業時間内に実施するものとします。又、見守り確認は、見守り対象者の居住地等によりその方法が異なります。
3. 前項における見守り確認において、当社は見守り対象者の隣人等へ、見守り対象者に関する確認を行うことがあります。
4. 第1項第6号において、当社の通報等の後の、地域の窓口の判断に基づく、地域の窓口による安全確認、救助、救援のための行動については、当社は一切関与せず、何ら責任を負いません。又、当社は警備業法に規定されている警備業務は一切行いません。
5. 本サービスは見守り対象者に関わる事件・事故の防止を目的とはせず、又、見守り対象者の身体及び生命の安全、健康等を保証するものではありません。当社は、第1項第4号に定める見守り確認の適否・内容について一切の責任を負いません。
6. 第1項第6号において、当社から地域の窓口に通報ができない場合、又、当社の通報等の判断の適否、並びに、それらに起因する見守り対象者の異変、不利益等に関して、当社は、一切責任を負いません。
7. 契約者等は、見守り対象者が旅行等の理由により24時間以上電球を使用しない場合は、予め当社所定の方法により当社にその旨を連絡するものとします。

第3条 利用登録

1. 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を理解し、これを承認した上で、当社所定の方法による本サービス利用のための登録を正常に完了し、本サービスの利用のために必要な情報を当社に登録するものとします（以下「利用登録」といい、登録された情報を「利用登録情報」といいます。）。なお、当社は、法人等については、当社が別途定める利用登録のための申込手続きを求める場合があるものとし、この場合、法人等は、当該申込手続きが正常に完了した後に利用登録を行うことができるものとします。
2. 前項の利用登録は、見守り対象者及び見守り者全ての事前の承諾を得た上で行うものとします。
3. 当社は、前二項に定める利用登録を正常に完了したもの（以下、正常に利用登録を行ったものを「契約者」といい、契約者、見守り対象者及び見守り者を合わせて、「契約者等」といいます。）に対し、本サービスの利用資格（以下「利用資格」といいます。）を認め、契約者に対し、本サービスの利用に必要なIDとパスワード（以下「契約者ID等」といいます。）を付与します。ただし、契約者ID等の付与に必要な情報が登録されない場合、その他の事由により、当社は契約者ID等を付与しない場合があります。
4. 契約者は、見守り対象者以外の者を見守り者として登録しなければならず、見守り者が第2条第1項第1号に定めるメール等の通知の受信、同条同項第2号に定める見守り確認の要請等を、常時、正常に実施できない場合でも、当社は一切責任を負いません。
5. 契約者は、複数の見守り対象者に対する本サービスの提供を希望する場合、見守り対象者毎に利用登録を行うものとします。
6. 当社は、利用登録情報の内容が虚偽である場合、又は、虚偽の恐れがあると当社が判断した場合、もしくは、相当の理由により本サービスの契約者として不適切であると当社が判断した場合は、本サービスの利用登録又は提供を拒否することができます。
7. 契約者は、利用登録情報に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により変更の手続き（以下「利用登録情報変更手続き」といいます。）を行うものとし、当社は、当該変更手続きが行われなかったことにより、見守り対象者又は見守り者が不利益を被ったとしても、何らの責任を負わないものとします。なお、当社は、利用登録情報変更手続きが適切に行われない場合は、本サービスの利用登録又は本サービスの提供を拒否することができます。

第4条 ID及びパスワード等の管理

1. 契約者は、前条第3項に定める契約者ID等を自己の責任において、厳重に管理するものとします。
2. 当社は、契約者本人以外が契約者ID等を使用して行った行為についても、契約者本人の行為とみなします。
3. 契約者は、契約者ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしたりすることはできないものとします。

4. 契約者 ID 等の管理不備、使用上の過誤、第三者の不正使用等が原因で見守り対象者又は見守り者が被った損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、当社所定の方法により、パスワードを変更することができます。
6. 契約者は、契約者 ID 等を第三者に不正に取得された場合、もしくは第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示のある場合にはこれに従うものとします。

第5条 電球の貸与

1. 当社は、電球を見守り対象者に引渡します。なお契約者等は、電球の所有権が当社又はハローテクノロジーズ（株）に帰属することを予め承諾します。
2. 当社は、契約者等の依頼により、見守り対象者の住居等で電球の設置を行います。なお、当社は電球設置にかかる費用を契約者に負担させる場合があります。又、一部の地域において当社による電球の設置ができない場合があります。
3. 電球の設置に必要な付属品は契約者等の負担において用意するものとします。
4. 一部の地域、建物、場所において、通信障害等の外的な要因により、電球に内蔵した SIM による通信が正常に作動できない場合があります。この場合、本サービスを利用することはできず、解約扱いとなります。なお、当社が本サービスの利用料金を先に収受している場合、これを契約者に返金します。
5. 前項の場合を除き、契約者等は、電球を当社が別途定める仕様に基づき、常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように使用するものとします。
6. 電球が正常に作動しない場合には、契約者等は直ちに当社に連絡するものとし、故障等の理由により必要がある場合には、当社は当該電球を交換いたします。ただし、契約者等の責めに帰すべき事由により電球が正常に作動しない状態となった場合には、契約者等が電球の修繕・修復に要する費用を負担するものとします。
7. 電球が盗難、紛失、滅失し、又は毀損、損傷して修繕・修復不能となった場合には、契約者等は、原因の如何を問わず当社に直ちに通知するものとします。この場合、契約者等は、当社が別途定める損害金を負担するものとします。
8. 当社は、契約者等が前項の損害金を当社に支払うことを条件として、代替の電球を貸与します。この場合、代替の電球は、従前使用していた電球と同機種・同色とは限りません。
9. 契約者等は、理由の如何を問わず、本サービスの利用契約が終了する場合、電球を速やかに当社に返却するものとします。
10. 当社が別途定める返却期限迄に電球の返却がない場合、当社は、本サービスの利用終了日から返却完了日までの利用期間の利用料金相当額または当社が別途定める電球の販売代金に相当する金額を契約者等に請求することができるものとします。なお、当社が別途定める電球の販売代金に相当する金額を請求し、かつ、契約者等がこれを支払った場合、前項の規定に関わらず、契約者は電球を返還する義務を負わないものとします。

第6条 電球のデータ等の管理

1. 契約者等は、電球に蓄積されたデータその他の本サービス利用に関するデータ等（以下「データ等」といいます）を第三者に無断で使用されないよう、契約者等自身の責任において厳重に管理するものとします。
2. 当社及びハローテクノロジーズ（株）は、当社又はハローテクノロジーズ（株）の責に帰すべき事由によりデータ等が漏洩した場合若しくは不正利用された場合を除き、データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社及びハローテクノロジーズ（株）はデータ等のバックアップを行う義務を負わないものとします。契約者等は、データ等のバックアップが必要な場合には、自己の費用と責任でこれを行うものとします。

第7条 権利

1. 電球及びソフトウェア、その他本サービスを構成するすべての素材に関する権利は、当社又はハローテクノロジーズ（株）若しくは、当該権利を有する第三者に帰属します。契約者等は、本サービスのすべての素材に関して、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権等、コンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
2. 本規約に基づき本サービスを利用することは、本サービスに関し当社又はハローテクノロジーズ（株）若しくは第三者が有する権利自体の利用権を契約者等に付与することを意味しません。

第8条 本サービスの利用料と支払い方法

1. 当社は、本サービス利用の対価として、契約者から当社が別途定める利用料（以下「利用料」といいます。）を収受します。

2. 利用料の支払い方法はクレジットカード決済、又は、代金後払い（コンビニエンスストア・郵便局）、口座振替、当社所定の決済サービス、請求書払い、その他当社所定の方法によるものとします。
3. 当社は、前項に定める支払い方法にかかる、当社所定の請求手数料（以下「請求手数料」といいます。）を契約者に負担させることができます。
4. 利用料及び請求手数料は、電球のお届け（設置）が完了した時点で発生します。
5. 当社所定の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに利用料が支払われない場合、又は、契約者等が第 11 条の各号のいずれかに掲げる行為に該当する場合、契約者は、当該契約者が定めた支払い方法に関わらず、当社の指定する方法で利用料を支払わなければなりません。
6. 当社は、契約者に対する事前の通知をもって、利用料及び請求手数料を変更することができるものとします。

第 9 条 本サービスの利用期間

1. 本サービスの利用期間は、毎月 1 日から当月末日までの 1 ケ月単位で自動更新されるものとします。
2. 前項に定める毎月の利用更新は、前月の当社が別途定める所定日時において、前条第 2 項の支払い方法に関する与信審査（以下「与信」といいます。）を通過し、当社にて承認した日時に確定します。（以下、当該確定日時を「確定日時」といいます。）なお、当社は、一部の支払い方法について、与信を行わずに利用更新を承認する場合があります。
3. 本サービスの申込登録時及び前項の毎月の利用更新において、与信を通過しない場合、又は、確定日時後、支払期日までに利用料が当社に支払われない場合には、本サービスを利用することはできず、解約扱いとなります。ただし、当社が認めた場合には、本サービスの利用を継続、又は、再度、本サービスの利用登録を行うことができるものとします。
4. 前三項の規定に関わらず初回支払い分の利用期間は次に定めるとおりとします。
 電球お届け日が 1 日～確定日時前：（利用期間）お届け日～当月末日迄
 電球お届け日が確定日時後～末日：（利用期間）お届け日～翌月末日迄
5. 当社は、契約者に対する事前の通知をもって、前各項に定める利用期間の設定、与信日時及び確定日時等を変更することができるものとします。

第 10 条 本サービスの利用解約及び利用資格の喪失

1. 契約者は本サービスの利用登録を解約する場合には、前月の当社が別途定める日時までに当社所定の方法により当社に申し出るものとします。この場合、契約者は、手続完了と同時に利用資格を喪失し、本サービスを利用できなくなります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者等が次条各号のいずれかに掲げる行為に該当する場合には、当社の判断により、利用資格を取り消すことができるものとします。
3. 当社は、契約者等がその責に帰すべき事由により過去に本サービスの利用資格を失効されていることが判明したとき、又は、当社が提供する他のサービスにおいてこれに準じる事実が判明したとき、当社の判断により、利用資格を取り消すことができるものとします。
4. 当社は、契約者等に対して何らの通知をすることなく、かつその理由を開示することなく、前二項の処分を行うことができるものとします。
5. 本条の規定により、解約及び利用資格を喪失した場合の利用登録情報は、当社において消去します。

第 11 条 禁止事項

1. 契約者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法令に反する行為
 - (3) 犯罪的行為を助長する行為
 - (4) 他の契約者等又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為及び財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為
 - (5) 他の契約者等又は第三者に不利益を与える行為
 - (6) 本サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
 - (7) 他人を欺くことを目的とした、虚偽や事実と異なる情報の登録やなりすまし行為
 - (8) 契約者 ID 等を不正に使用する行為
 - (9) 本サービスを営利目的で利用する行為

- (10) 本サービス（本サービスにおいて提供される情報を含みます。）を不正利用する行為
- (11) 事実と異なる利用登録情報を当社に登録する行為（最初の登録の後、利用登録情報に変更があった場合において、合理的な期間内に利用登録情報変更手続きが行われない場合を含みます。）
- (12) 電球を改造・分解・損壊する行為、及び本サービスの利用において想定される方法以外の方法により電球を利用する行為
- (13) 本サービスの提供に係るシステムやソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリングや逆アセンブル等の手法により解読する行為、これらを改ざん、修正等する行為、及び、これらを複製、二次利用する行為
- (14) コンピュータウィルスの送信等、本サービスの提供に係るシステム及びコンピュータ等の機器、通信回線並びにソフトウェア等の機能に悪影響を及ぼす行為
- (15) 本サービスの提供に係るシステム及びコンピュータ等の機器に繋がっているサーバーやネットワークに対して悪影響を及ぼす行為
- (16) 当社が本サービスを提供する上で関係するシステムに対して、不正にアクセスする行為
- (17) 当社が提供するインターフェイスとは別の手法を用いて本サービスに関連するシステムにアクセスする行為
- (18) 本サービスに関連するシステムやソフトウェアのセキュリティホールやエラー、バグ等を利用した行為
- (19) 本規約に違反する行為
- (20) その他当社が不適切と判断する行為

第 12 条 保証の否認及び免責

1. 当社は、次の各号に掲げる事項について、一切の保証を行うものではありません。
 - (1) 本サービスのサービス内容が契約者等の要求に合致すること
 - (2) 本サービスが中断されないこと
 - (3) 本サービスがタイムリーに提供されること
 - (4) 本サービスにおいていかなるエラーも発生しないこと
 - (5) 本サービスにより提供される情報が有益、正確又は信頼できるものであること
 - (6) 本サービスにいかなる瑕疵もないこと
 - (7) 契約者等が本サービスを利用して行った行為が契約者等の特定の目的に適合すること
2. 当社は、契約者等による本サービスの利用に起因し又は関連して、契約者等のコンピュータ等の通信機器及び保存データ等（以下「機器等」といいます。）に損害が発生した場合、又は機器等の不具合等により本サービスが適切に利用できない場合に発生した不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスの提供にあたり、当社が契約者等に対して負う責任は、契約者等が支障なく本サービスを利用できるように善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを運営することに限られます。
4. 当社が前項に規定する注意義務を果たさず、本サービスの遅延、変更、中断、中止または廃止その他本サービスに関連して損害が発生した場合は、当社は、直接的な損害に限り、当社が契約者等から収受した直近 3 か月の利用料金相当額をその限度（以下「限度額」といいます。）として賠償するものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があることが客観的に認められる場合は限度額に限りません。

第 13 条 契約者等の責任範囲

1. 契約者等は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用、本サービスを利用してなされた行為及びその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者等は、本サービスの利用に際し、他の契約者等又は第三者との間で争いが生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者等が本規約に反する行為、又は不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合は、当社は当該契約者等に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第 14 条 本サービスの内容変更及び廃止等

1. 当社は、契約者等への事前の通知なしに本サービスの内容や名称を変更することができるものとします。又、この場合に、契約者等に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者等に事前に通知することにより、本サービスを停止又は廃止することができるものとします。ただし、契約者等への通知は、当社ホームページへの掲載もしくは書面その他の媒体により公表する方法によるものとします。又、この場合、契約

者等に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条 本サービスの一時的な中断

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、契約者等への事前の通知なしに本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。又、この場合に、契約者等に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的に、又は緊急に行う場合
 - (2) 火災・停電等により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天変地変、戦争、内乱、暴動その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) その他運用上又は技術上、本サービスの提供の一時的な中断が必要であると判断した場合

第 16 条 利用登録情報の取扱い

1. 当社は、HelloLight サービスの利用のために、契約者等に代わり、利用登録情報及びデータ等を必要な最小限の範囲内で、ハローテクノロジー（株）に提供するものとします。この場合、当該利用登録情報等は HelloLight 規約に基づき取り扱われます。
2. 当社は、前項の他、利用登録情報を、本サービスを提供する目的及び次の各号に掲げる目的により利用することができるものとします。
 - (1) 当社のネコサポに関わる事業、運送サービスにかかる事業、その他当社の事業に関するアンケートや広告等の情報の配信のため
 - (2) 新商品・サービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため
 - (3) ダイレクトメールの発送等、商品・サービスに関するご案内のため
 - (4) 本サービスの利用資格の有無の確認のため
 - (5) その他当社と契約者等の取引を適切かつ円滑に遂行するため
3. 当社は利用登録情報を第三者に開示する場合は、必ず事前に当該契約者等の同意を得るものとします。ただし、当社は契約者等を特定できない形態に加工した情報については、これを自由に利用し、又は第三者に開示することができるものとします。
4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係法令に反しない範囲で、契約者等の同意なしに、利用登録情報を開示することがあります。
 - (1) 契約者等が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合
 - (2) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること に対し協力する必要がある場合で、契約者等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター又はこれらに準じた権限を有する機関から、開示を求められた場合
 - (4) 法令により開示又は提供が許容されている場合
 - (5) その他本サービスを維持するために必要であると当社が合理的な理由により判断した場合
5. 当社が、本サービス提供のために必要な範囲内において、利用登録情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該委託先は、第 3 項に定める第三者に該当しないものとします。

第 17 条 個人情報の取扱い

1. 利用登録情報に含まれる「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項」に規定する個人情報、又は、個人ユーザーにかかる個人情報は、当社が別途定める「個人情報のお取り扱いについて」に従って取り扱われます。「個人情報のお取り扱いについて」の詳細は、当社ホームページをご確認下さい。

第 18 条 通知の到達

1. 当社が、契約者等に対して書面、電子メール等の方法により通知を行う場合には、当社は登録された契約者等の情報の住所、電子メールアドレス宛に通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は、到達しなかった場合においても、当社は通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第 19 条 業務委託

1. 当社は、本規約に基づく本サービスの運営、管理等について、業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第 20 条 著作権等

1. 本サービス及びその内容の一切に関する著作権、その他の知的財産権等は当社又はハローテクノロジーズ（株）に帰属するものとします。

第 21 条 反社会的勢力に関する条項

1. 契約者等は、第 1 号のいずれかに該当し、もしくは第 2 号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 号に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの提供が停止され、又は利用資格を取り消されても異議を申し立てないこと、又、これにより契約者等に損害が生じた場合でも、一切を契約者等の責任とすることに同意するものとします。
 - (1) 契約者等は、利用登録の申込みにあたり、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）
 - ② 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力団等が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (イ) 不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
 - (エ) 契約者等が法人等の場合、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他以上の行為に準ずる行為

第 22 条 特約

1. 当社は、自治体、法人等との間で、本規約及び当社ホームページ等に定める個別規約等の規定と異なる特約（以下「自治体等の特約」といいます。）を定めることができるものとします。
2. 前項において、自治体及び法人等が特定する契約者等による本サービスの利用には、自治体等の特約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

第 23 条 本規約

1. 当社は、当社所定の方法により、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約の内容を変更した場合、当社ホームページ上への掲載もしくは書面その他の媒体により公表するものとします。又、公表後、契約者等が本サービスを利用した場合、もしくは公表後 1 ヶ月間、退会手続きを行わない場合は、契約者等が変更後の本規約の内容を承認したものとみなします。
3. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。

第 24 条 管轄裁判所

1. 契約者等は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

付則：本規約は 2020 年 6 月 22 日から実施します。

2023 年 10 月 25 日改定版